

消費税引き上げに伴う 各種手数料改定のご案内

消費税法の一部改正に伴い、消費税率が令和元年 10 月 1 日から現行の **8%** から **10%** に引き上げられます。

それに伴い、当金庫の商品・サービスの消費税込手数料を改定させていただきます。

※今回の手数料改正は、増税分を手数料に反映させていただくものであり、**税抜き手数料は変更しておりません。**

【消費税法の一部改正に伴い変更となる手数料の例】

- 振込手数料
- 各種融資関連手数料
- 各種証明書発行手数料
- 各種再発行手数料
- A T M利用手数料
- でんさい関係手数料
- インターネットバンキング利用手数料 等

新税率の適用基準日	
振込手数料	※令和元年 10 月 1 日以降を振込指定日とする振込みより改定後手数料が適用されます。 ※振込予約についても、振込指定日が 10 月 1 日以降の場合は改定後手数料が適用されます。 ※インターネットバンキングにおいて、9 月 30 日以前に振込指定日が 10 月 1 日以降の振込を予約登録された場合、登録時は改定前手数料が表示されますが、指定日の振込発信時は改定後手数料が適用されます。
ローン関連手数料	※既にお申し込みのお客さまもご融資実行日が令和元年 10 月 1 日以降の場合は改定後手数料が適用されます。 ※適用基準日は契約手続日ではなくご融資実行日となります。
手形・小切手発行手数料	※令和元年 9 月 24 日以降の発行依頼より改定後手数料が適用されます。
キャッシュカード発行（再発行）手数料	※令和元年 10 月 1 日以降の受付分より、改定後手数料が適用されます。
各種証明書等・各種再発行手数料	※令和元年 10 月 1 日以降の発行（再発行）分より、改定後手数料が適用されます。 ※証明書発行（再発行含む）が令和元年 10 月 1 日以降の場合、令和元年 9 月中にお申込んだ場合でも、改定後手数料が適用されます。なお、9 月末日分の定例発行残高証明書は改定後手数料が適用されます。

注意

※現在お手元にある、消費税 8% の手数料が表示された当金庫のパンフレットや説明書等につきましても、令和元年 10 月 1 日以降は改定後手数料（消費税 10% 適用分）に読み替えてご利用ください。
※手数料の詳細につきましては、手数料一覧を店頭・ホームページにご用意しております。
※手数料改定に係るご不明な点がございましたら窓口までお気軽にお問い合わせください。

本店営業部 ☎0944 (86)5191 城島支店 ☎0942 (62)3167 川口支店 ☎0944 (87)2001 酒見支店 ☎0944 (86)5900
田口支店 ☎0944 (87)5131 諸富支店 ☎0952 (47)4131 三又支店 ☎0944 (87)1110
大木支店 ☎0944 (32)1112 木室支店 ☎0944 (88)2031 ミヅマ支店 ☎0942 (65)1001